

小値賀町議会第三回臨時会は、平成二十四年五月十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十人

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理 者	総務課長	住民課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課長	建設課長	診療所事務 長	教育次長	農業委員会 事務局長	担い手公社 事務局長
----	-----	-----	-----------	------	------	------	--------	--------	------	------------	------	---------------	---------------

西谷 筒井 熊脇 中川 吉元 平湯 西村 尾崎 升水 尾野 田川 蛭子 松本

西谷 筒井 熊脇 中川 吉元 平湯 西村 尾崎 升水 尾野 田川 蛭子 松本

浩三 良一 英一 一也 勝一 貴浩 久三 孝三 裕三 英昭 幸信 晴市 充司

西谷 筒井 熊脇 中川 吉元 平湯 西村 尾崎 升水 尾野 田川 蛭子 松本

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 大 田 一 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回臨時会

平成二十四年五月十日（木曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（宮崎良保議員・末永一朗議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第二六号 工事請負契約の締結について（庁舎改修工事）
- 第四 議案第二七号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第五号））
- 第五 議案第二八号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第六 議案第二九号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

午前十時零分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成二十四年小値賀町議会第三回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・宮崎良保議員、四番・末永一朗議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第二六号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日は平成二十四年度第三回目の臨時総会を招集しましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席をいただき誠にありがとうございます。早速、議案第二六号、工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

庁舎改修工事につきましては、建設以来二十二年が経過し、空調設備及び天井部分の老朽化が進んでいること、また、省

町 長

エネ対策として照明設備の更新等の工事を予定しております。

去る四月二十五日に入札を行いました、『株式会社 山口組』が落札し、入札書記載金額七千八百七十八万九千円に消費税を加算した金額八千二百七十二万八千四百五十円で、五月一日に仮契約を締結いたしております。

地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本契約を締結したいと思っておりますので、本案をご提案申し上げた次第でございます。

資料として、平面図を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。なお、工期は九十日間を予定しております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 八千二百万ということは、執行残は幾らぐらいですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 約一千百万あります。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） その一千百万の執行残については、あと庁舎基金に繰戻すと、或いは他のところに使うと。どうでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

現在の今、設計ですすね、議場の録音装置を計上いたしておりますけれども、一応、このマイク自体も短いということで、録音装置、マイクも検討して、今、設計書に計上している状態ですけれども、特別委員会とか他の会議場でも使えるようなシステムをとということで、移動式の会議システムを今、検討中でございますので、それを設計変更で上げたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

浦議員

七番（浦 英明） 当初予算で、九千五百一万九千円計上されておりましては、イントラネットのLAN接続工事費も含まれておったですけど、この契約については、その分も含まれておりますか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） イントラの分については、この工事内容には最初から含まれていなかったはずでございます。そういうことで、イントラは別にパソコンを購入するとか、そういうのは別の予算になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 先程、町長の説明の中で、工期期間が約九十日という説明がありましたので、いつ頃から始める予定ですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 今、議会上程しています、この請負契約の締結を可決していただければ、本日から工期になりますので、工期契約になりますので、それを考えますと九十日間ということになれば、八月の上旬ぐらいになるかと思いません。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 落札率が分かりましたならば、お尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

先程の全体の予算が大体お分かりだと思えますけれども、その予算額と先程の契約額を比較していただければ、率は出ると思えます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私、当初予算ばかり言っておりますけども、LAN接続工事は、これは入札、今度の契約に入っていないということ、大体当初の予算がどのくらい掛かったのか、そこをちよつと皆目分からなかったもので、例えば、この庁舎の改修工事だけが、八千万なのか八千五百万なのか、またはイントラネットの接続工事が五百万なのか、一千万なのか、一千五百万なのか、そこら辺りがちよつと分からなかったものですから、今回は落札しておりますし、そういった工事が別々

に分かれればと思うんですけど、執行残から、後追ってすれば分かるということですけども、私が今、分からないものですから、お尋ねしている訳です。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 前も何かの入札の時にも同じような論議になったと思いますけども、実はですね、さっき課長も説明しましたように、これからまだ変更がいくら出できますので、確定したら落札率は公表させていただきます。今の時点では、遠慮させて下さい。

議長（立石隆教） 確定をしたらという意味は、本契約が終わったということですね。

町長（西 浩三） いや、違います。

議長（立石隆教） じゃないんですか。どういう意味ですか。

町長（西 浩三） 事業が終わってから。事業が終わったら。

議長（立石隆教） 事業が終わってからですか。

ほかに質疑ありませんか。

小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） 事業が終わってからという説明ですけども、それは今、課長がおっしゃった議場のマイクの設備とかそれを含めての話ですね。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この工事請負費の落札率ということですので、この工事が終わりましたら、当然、設計価格も公表いたしますし、公表するという形になりますので、そのときに弾いていただければと思います。まだちょっと意味が分かっています。られないかもしれませんが、契約変更をする場合にですね、現在の設計価格を明らかにしますと都合が悪い部分がございますので、一応、工事が終わってから、あの時の落札率は幾らでしたという形で発表させていただきたいと、そのように思っておりますのでご理解をお願いします。

議長（立石隆教） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二六号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長(西 浩三) 議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

本件は、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算(第五号)について、特別交付税の額の確定、学校施設環境改善交付金の増額交付及び翌年度繰越事業の変更、起債借入額の変更等に伴いまして補正予算の必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、去る三月三十一日付で、専決した次第でございます。

なお、専決事項については、地方自治法第七十九条第三項の規定により、今回の臨時議会開催にあたり、これを報告し、承認を求めるところでございます。

内容の説明をいたします。第一条で、既定の歳入歳出予算の総額に六千九百四万八千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億四千八百九十三万一千円としております。

第二条、繰越明許費の補正は、四頁、第二表のとおり、町道大浦中央線道路改良工事の事業量増加に伴い、事業費の増額が必要となったものでございます。

第三条、地方債の補正は、五頁、第三表のとおり、小中学校校舎建設事業の補助金の増加による借入金の減少及びソフト事業の二件の事業実績に伴う振替等に係る三件の変更で、全て過疎債でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

歳入では、九頁、九款・一項・一目・地方交付税を六千九百七十七万七千円増額し、補正後の地方交付税の総額を十七億五千七百五十九万五千円としております。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、六目・教育費国庫補助金、一節・小学校費補助金二千四百六十七万一千円は、学校施設環境改善交付金の追加交付がございまして、補正後の国庫補助金の総額を一億九千五百七十四万四千円としております。なお、この交付金の増額については、既に充当している工事への追加充当を行うこととしたため、歳出の方では財源調整という形になっております。

二十款、一項・町債、八目・教育債、一節・小学校債を一千四百七十万円減額し、補正後の町債の総額を四億一千七百四十九万三千円としております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

二款・総務費、一項・総務管理費、五目・財産管理費、二十五節・積立金六千四万八千円は、減債基金積立金でございまして、補正後の総務管理費の総額を六億五千四百二十万二千円としております。

七款・土木費、二項・道路橋梁費、三目・道路新設改良費は、町道大浦中央線道路改良工事に係るものでございまして、工事中に豪雨による土砂崩れが発生し、大幅な設計変更が生じておりまして、九百万円増額し、道路橋梁費の補正後の総額を三千二百二十四万六千円としております。

九款・教育費、二項・小値賀小学校費、三目・学校建設費は、国庫補助金と地方債の財源組替でございまして。

以上、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

浦 議員

七番(浦 英明) 特別交付税の一千九百六十七万七千円が今回増額されておりますけれども、これ三号から今回の五号まで積み上げますと、一億六千九百七万七千円となりまして、二十二年度と比較しますと、約一億円ちかくの大幅増となっておりますけれども、この内容について説明を。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えをいたします。

前年度と比べて、約一千万程度の増額になっているかと思えます。この特別交付税につきましては、一応、理論計算上もあるんですけども、それが公表されていないこともございまして、中々増額の要因というのは掴めないところもございしますが、例えば、地域おこし協力隊とか、特別交付税措置で行うような幾つかの事業を小値賀町がやっていることが、そのひとつの要因になっているかと思えます。また、この件につきましては、県の方でも他所の市町から合併していない小値賀町に特交が多いというような批判もあるというように、県の職員の方から言われることもございまして、そこら辺はきちんと県はルールで計算してやられているんだらうと思えますけれども、残念ながら町の方には、その細かい内容、正確なところは分かっておりません。

議長(立石隆教) 浦 議員

七番(浦 英明) この特交に対しては、約一千万程多いというふうなことを言われましたけれども、私が一億円程多いと言っているのはですね、例えば、課長が言うのは、決算で言えば、そういうふうになってましたんで、例えば、この一億六千万というのは、三号で五千万、四号で五千万、今回、六千九百万ぐらいですね、したら約一億六千万になってますけれども、二十二年度については、特交は七千万なんですね。その八千八百万というのは、臨時財政対策債なんかを組み入れた分じゃないんですかね、お尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 二十二年度は一億五千八百二十万、特別交付税は入っているかと思えますけれども…。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） それでは、臨時財政対策債は、後年度ですね、普通交付税に一応、算入されるということですけども、この前も四号補正の時に聞いたんですけども、その時はですね、臨時財政対策債はですね、八千八百万ぐらいだと。一番最後に書いてましたけども、八千八百万三千円だというふうに言われたんですね。この額は私も分かっておるんですよ。それで、臨時財政対策債が後年度交付税に算入されると、ということは金額として幾らあるのかというふうに聞いたんですけども、この金額を言われて、全くちよつと答弁がずれておりましたので、再びお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 少し整理したいと思います。平成二十二年度の特別交付税が一億五千八百二十万、臨時財政対策債が一億二千二百七十七万八千円、二十二年度は入っております。二十三年度の決算見込みですけども、特別交付税が一億六千九百七十七万七千円、臨時財政対策債が八千八百九万三千円というのが、二十二年度、二十三年度、それぞれの金額でございます。臨時財政対策債につきましては、本来、普通交付税でおり込むべきところを、国の現金が無いということもございまして、それぞれの自治体で地方債を借りて、それを後年度、国が一〇〇%面倒を見ますよというような制度になっております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） だからその臨時財政対策債がですね、交付税に算入される、後で加算される、この金額は国からのそういった額なので、その金額自体が分からないということですか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ごちやませになつてますので……。今の臨時特例債はですね、普通交付税算入ですよ。今やっているのは、上げているのは特交なんです。特交の部分が分からないと言っているだけで、その臨時特例債の金額が分からないということじゃない訳です。分かりました？そういう意味だと思います。だから、特交については、ちよつとはつきりした数字は分かりませんよというのが担当の説明でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私もじゃあ、整理しまして、次は決算の時に再びお尋ねしますけども、私があくまでも言っているのは、

臨時財政対策債がですね、後年度、地方交付税として算入される、加算されると、そういう額については分かっているんですかと、例えば、今回、二十三年度は一番後ろに書いてますけども、八千八百九万三千円、これは算入後に加算されるのかと、そういうことを聞いておるんです。しかし、この金額が国の方から組み込まれているので分からないということを私は聞いているんですね。ではまた決算の時に尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） ひとつお答えしますけども、その臨時財政対策債については、償還額に対して交付税で見られますので、例えば八千八百万借りたから、次の年とか次のその年にボンとそれだけの金額が返ってくる訳ではなくて、その十年間で償還するというような計画になっておりますので、その分が少しずつ、おり込まれてくるということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。九款・地方交付税。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら、次に十三款に移ります。

第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら、次に移ります。

第二十款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第二款・総務費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 五目の財産管理費ですけども、これを余ったから基金に入れようという考えなんですけども、減債基金に入れた意味をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

学校建設、それから過疎債ソフト事業、こういったものがずっと、学校建設は二年間ですけれども、過疎債ソフト事業と

いうのは、ずっと続いております。そういったことで、償還が今後、当然発生する訳ですけれども、その内の交付税で見られない部分は一般、いわゆる真水の部分は町の一般財源で見なければいけないということになりますので、将来的に財政規模が小さくなる中で、出来るだけ償還の財源を確保したいというのが狙いでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） これは、町当局の行政の判断だけでありますか？それとも県の意向も入っておりますか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 県の意向は入っておりません。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） この件については、やっぱりにここに書いてますとおり、減債基金或いは振興基金に入れるのが妥当じゃないかと私も思っております。それでは積み立てたですね、現在高、合計額、一般会計のですね、この基金は幾らになるのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

一般会計の特定目的基金の合計が、二十三年度末の見込みで十三億六千三百三十五万円程度でございます。減債基金について申し上げますと、二億七千九百四十七万九千円程度でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 運用まで入れてですね、一般会計の全額について、残高をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 一般会計で運用まで含めますと、二十億二千百一十二万二千円でございます。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第七款・土 木 費

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） この農道ですね、大浦中央線、これは先程、町長の説明の中では豪雨によって大幅な設計変更を行な

ったという説明ですが、元々私もちよつと思つたんですが、あのくらい雨で崩れるのかなと思つて不思議でならなかったんですが、当初から別に設計には何も異常といひますか、このくらいの雨で、ちよつど工事期間中でしたので、穴が空いて、たまたま、そこで崩れたんだなと思ふんですが、設計変更別に異常とか何とか今までどおりの経験上でやったのか。そしてまた、私がいつとき立ち止まつて見てたんですが、泥をですね、道路勾配といふんですかね、あまりにも急激に道路勾配をつけすぎたんじゃないかなという意識があつたもんですから、その点については建設課長、お願ひします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ご質問ですけども、一応、この崩土としましては、練積みブロックで行なつておりますけれども、この崩土自体は国土交通省が出してます標準設計指針によつてですね、高さによつて何勾配つていふのが決まっておりますので、その指針どおりに行なつております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） それではですね、次に同じく九百万ぐらいの工事変更で行なつてますけれども、その中で、最初設計をした時点と、それから改めて今度九百万入れた設計の変更の部分が分かればお願ひします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 当初設計の段階では、県道から葬祭場に向かつて左側の溜池部分の路肩の補強をするという事で計上いたしておりましたけれども、今回、地滑りによつて、その箇所が滑りました。そういうことで、施工する時には、施工ですね、どうしても左側の溜池側からは水田もありました関係上、工事が下の方からは出来ないという状況があり、制約がありましたので、道路の上から、要するに資材を吊り下げたり、取り上げたりという作業を行なつております。それで、路面からですね、溜池の基礎の底部までが高さが約五メートル程度あります。その中で、今回、地滑りを起こした関係上、道路の上から施工するには非常に危険が伴いましたので、この道路自体を約二メートル程度、取り下げております。取り下げて施工を行なつております。その土の除去関係ですね。それと、その道路の右側の方の路肩もですね、土羽の上に舗装止めコンクリートを約五十センチ程度打つた状況があつたもんですから、そのコンクリート、舗装止めコンクリートもちよつと倒れかけている状況でしたので、今回、追加としまして、右側の土止めの方もL型擁壁にですね、換えるということと、

それと当初、左側に石垣について、拡がった分だけ舗装をかける予定にしておりましたけれども、道路の中央部程度までひびが入っておりますので、今回、舗装も全面にかけるような設計変更をしております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今ですね、農道を作っているんです、造ったあとなんですけれども、何箇所かですね、新しく造って、まだ長い年月が経っていない状態の中で、結構でこぼこした所が、新しい道路と古い方の農道を繋いだ所の接着面が何箇所か、もう急激にへこんだ所もありますので、そこら辺もよく注意してですね、同じことのやり替えということをしないうに、ひとつよろしく願いたいと思いますが、そこら辺の何箇所か点検、確認はしておりますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今、ご指摘のとおり、町道小田線という所が、葬祭場の下の方になりますけれども、道路を改良して拡げた所がありますけれども、あの接点、過疎基幹農道との接点の辺り付近がですね、舗装が一部下がったりとか、一部しておりますけれども、これは路床の調査がある程度しているんですけれども、全体的に全部を把握する訳ができませんから、一部、路床に軟弱な所があったり、繋ぎ目の所に弱い所があって、だいぶん下がっておると思います。それと、特に、十トン車の資材運搬の大型車が通るとい関係上、そういう状況が起きて来ていると思います。それはもう早急に補修をする予定にしておりますし、今回のこの現場においても、大型車が通ることが想定されますので、路盤を普通よりも厚めに入れるような指示で設計をいたしております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。七款・土木費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら、次に移ります。

第九款・教育費

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今回、教育費の小値賀小学校の、この予算書では財源の組み替えということだけで何か終わっているような感じがしますので、私は補正予算の四号ですね、継続費についてのあれば出していますね、調書ば。それを見てですね、今回の補正を加えた額が示されるべきだと思っておりますが、もしも分かればですね、この国庫支出金と地方債の補正四号から

の額をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 総額は変わっていないものですから、継続費としては、予算書としては計上しておりませんが、参考までに調書の方の金額を言わせていただければ、財源の内訳の欄ですけれども、国庫支出金が二十三年度分、一億五千六百五十四万七千円、地方債が一億四千二百五十万円、一般財源が六千八百九十五万三千円、そういうふうな数字になるかどうかと思います。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に第二表『繰越明許費補正』について、ご質問願います。

質疑ありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） 先程から言われておる部分ですけども、完成、大幅な工事増と言われておりますが、完成時期はいつ頃になる予定なんでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

八月の初旬ぐらいになると思います。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に第三表『地方債補正』について、ご質疑願います。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 地方債補正の変更の部分ですね、生きがい活動支援デイサービス事業と小値賀町生きいき敬老パス補助金のそれぞれ十万ずつ増減がありますけど、これの説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

過疎債ソフト事業につきましては、事業費の一〇〇%を充当できる訳ですけれども、それぞれ実績が、その金額が過充当になるということで十万円動かさせていただきました。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 実績に合わせてですので、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

生きがい活動支援デイサービスというのは、普通のデイサービスと違いまして、例えば、各地区で行うデイサービスとか、そういった事業を充てております。近年、これを利用する人が少なくなりつつありまして、当初予算よりも若干落ちているというような状況の中で、このように当初の四百六十万よりも下がる可能性があるというようなことで、今回調整をさせていただきます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 次の生きいき敬老パスのこれも十万円程、増額になってますけども、この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この生きいき敬老パスにつきましては、二百八十万程度、今のところ使っております、これよりも当初の限度額二百万よりも下回ることはないというようなことで、減らした分についての充当をこの敬老パスというようなところで対応させていただきます。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第五、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第一〇九号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第二八号）が平成二十四年三月三十一日に公布され、平成二十四年四月一日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。

なお、専決事項については、地方自治法第七十九条第三項の規定により、今回の臨時議会開催にあたり、これを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、私の方から概要について説明させていただきます。

平成二十四年度の税制改正は、「新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点からの喫緊の課題に対応すること」とされ、主な改正点は、自動車取得税の軽減等の特例の見直しと延長、固定資産税の平成二十四年度の評価替えによる負担調整措置の継続と経過措置並びに東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に係る土地・家屋の課税免除措置が講じられ、合わせて地方団体の自主性・自立性を高める観点から一部特例措置等により課税標準の軽減が一定の範囲内で条例で委任できるということになっております。

今回、本町に関連がある町民税関係、固定資産税関係につきまして、一部を改正しております。それでは、条文について説明をいたします。

第三十六条の二第一項の改正は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書提出が不要となることによる文言の削除でございます。

附則第十条の二第七項の改正は、上位法令改正による適用条文の改正、附則第十条の二につきましては、先程申しました一部特例措置の課税標準の軽減割合いわゆる通称「わがまち特例」の規定の一行追加で、本町は該当が無いものと思われるが、公害防止用設備の課税標準額の特例措置関係で法附則第十五条第二項第六号の下水道法に係る除害施設設置に係る分を四分の三、同じく第十項の指定都市河川推進法に係る分を三分の二とそれぞれ標準どおりの率で定めております。

附則第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条、第十五条関係の改正は、平成二十四年度の評価替えに伴うそれぞれの特例措置の期間の改正と上位法令改正による適用条文の改正、また第十二条第二項につきましては、宅地等町税、固定資産税の適用が商業地等に限定されることになったための変更、第四項は住宅用地据置固定資産税関係の削除とそれに伴う二項の項の繰上げ規定でございます。

附則第二十一条の二につきましては、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人や一般財団法人が平成二十年十二月一日以前から設置している図書館、博物館及び幼稚園については、固定資産税を非課税とする特例措置の定めを追加でございます。

附則第二十二條の二は、東日本大震災の税制措置の拡充に係る被災財産等の譲渡所得課税の特例措置の追加でございます。附則第二十三條の改正は、文言、法律の略称への変更と上位法令改正による適用条文の改正及び賃貸関係の住宅貸借等に係る住宅借入金等特別控除の追加でございます。

附則といたしまして、第一条で改正町税条例の施行期日を平成二十四年四月一日、第三十六條の二第一項ただし書きと附則第二条第一項については、平成二十六年一月一日施行と定めております。

第二条で町民税に関する経過措置の規定、第三条で固定資産税の経過措置の規定をそれぞれ定めております。以上、条例改正概要の説明を終わります。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 今、吉元課長の方から説明を受けましたけども、第三十六條の二についてですね、現行の傍線を引つ張っております。「寡婦（寡夫）控除額」これが今回削除されておりますけども、さつき説明した内容でよく分からなかったものですから、この削除した理由について、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

これにつきましては、公的年金支払通知書に寡夫控除欄の追加というようなものがあっておりますので、この分については、そういう関係でわざわざ申告をしなくても良いというような、そういうようなことでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 資料の方ばかり質問して悪いですけども、新旧対照表の中です、六頁の四項について、これが全部カットされておりますけども、この中で「住宅用地の措置固定資産税額」ということで、この分が全部削除されております

けども、これについて理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この第四項につきましては、課税がですね、不公平があるというような、そういうようなことで国の方が指摘を受けているところがございます。そういうようなことで、徐々にですね、改正を加えていって平成二十六年度に、この分に関しては改正していくというようなことでございまして、この条例も変えていきたいというようなことでございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第六、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明をいたします。

町税条例改正と同様に、国の税制改正に伴いまして、小値賀町国民健康保険税条例について、一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決をした次第でございます。

なお、専決事項については、地方自治法第七十九条第三項の規定により、今回の臨時議会開催にあたり、これを報告し、承認を求めるとでございます。

今回の改正につきましては、町税と同様に東日本大震災関係に係る課税の特例規定の附則の追加でございます。附則としまして、平成二十四年四月一日施行としております。

以上、専決処分理由並びに条例改正の概要をご説明いたしました。
よろしく御審議の上、ご承認賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これで、平成二十四年小値賀町議会第三回臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様ございました。

― 午前 十時 五十四分 閉会 ―